



保育士会 だより

2023.3
MARCH
No. 313

特集

子どもひとりひとりの “いのち”を大切にする性教育

連載 1

配慮を要する子どもへの支援を考える

第6回 配慮を要する子どもの保育と今後の展開に向けて

連載 2

保育者が知っておきたい子育て家庭の相談支援

第6回 保育相談機能の質的向上に向けて



福岡県
いずみ保育園
「めがねだよ!」

ホームページも
見てね!

<https://www.z-hoikushikai.com/>

特集

子どもひとりひとりの "いのち"を 大切にする性教育

執筆者

京都あいこ助産院 院長 渡邊 安衣子

保育現場では、子どもたちの人権や身体を十分に尊重したかわりをすることが求められます。そのため、性について子どもたちにどのように伝えていくか、また、子どもたちのなかにどのようにいのちの大切さの意識を育むか等を学ぶことが重要です。

本特集では、保育者が日々の保育でどのような意識をもち、具体的にどのように子どもとかかわればよいかを解説していただきます。

1 子どもを取り巻く 性の現状

「性教育」という3文字の漢字。皆さんはどのような気持ちになるでしょうか。ドキッとしたり、嫌悪感を抱いたりするかもしれませんね。寝た子を起こしてはいけないし、思春期からでいいだろうと思う

方もいるかもしれません。しかし、子どもであっても、スマホやパソコンから、いつの間にかポルノや暴力的な映像情報にたどりついてしまう事態も増えてきました。広告の画像をポチっとしちゃう、保護者の履歴からたどりついてしまう、無料動画サイトで大好きなキャラクターをみていたら、残酷な暴力を繰り返していたりする内容だった（このようになじみのあるキャラクターを利用して、子どもたちに不適

2 性教育をアップデート しましょう

ユネスコの発行している「国際セクシユアリティ教育ガイダンス」（以下、ガイダンス）では、5〜18歳の子どもの「包括的性教育」の進め方が示されており、2009年に発行されて以来、多くの国の教

育現場では、子どもたちの人権や身体を十分に尊重したかわりをすることが求められます。そのため、性について子どもたちにどのように伝えていくか、また、子どもたちのなかにどのようにいのちの大切さの意識を育むか等を学ぶことが重要です。

本特集では、保育者が日々の保育でどのような意識をもち、具体的にどのように子どもとかかわればよいかを解説していただきます。

子どもたちは、自分も相手も大切にできる子になっ

てほしい、やっぱり大切なこととして伝えたい！でも、実際のところ、いつから、誰が、どのように、何をしたらいいのかわからない…。そんな先生方の声をよく耳にします。これから、ユネスコ（UNESCO）国連教育科学文化機関）の示している国際的な性教育のガイドラインや日本の性教育の現状もご紹介しながら、日常の保育現場ですぐに取り入れることができる具体的な実践をお伝えします。

育機関で取り組まれています。

包括的とは「部分的ではなく、すべてをひっくるめて」という意味がありますが、性に関しても、生殖や二次性徴、性行為や性感染症等、従来の性教育のイメージだけでなく、人間関係、ジェンダー平等、からだの権利、安全や暴力、性の多様性、人権等非常に幅広いテーマをまさに包括的に扱っています。

また、自他の境界線を守ること、同意をとること、必要な情報へのアクセス方法、SOSの出し方といったコミュニケーションスキル等も子どもたちの学習目標となっています。それらを5歳〜18歳まで、誰も取りこぼされることのないような場（園や学校等）で、繰り返し教育を提供することを強く勧めています。包括的性教育の効果として、性的な行動に慎重になることも科学的に証明されており、寝た子を起こすな説はもはや歴史の産物になるうとしています。性教育は、人がより幸せに生きるための健康教育です。性被害にあわない、性加害者にならないためにという視点も大切ですが、それ以前の大前提として、からだについていいな、わたしもみんなも大切だという感覚を育てることが、乳幼児期の性教育でとても大切になってきます。

残念ながら日本ではこのガイダンスの存在も、専門家だけが知っていると一言でも過言ではないほど性教育が遅れています。現在、文科省の学習指導要領では、性交と避妊について小・中学校では集団に

教える必要はないという見解で、教科書にも掲載されていません。一方、性交に関しては、高校では習ったことを前提で学習が進みます。真偽が不明なインターネット情報が教科書になっている現状で子どもたちの性の健康が守れるはずがありません。「包括的性教育」という聞きなれない言葉だと思いますが、これからは「性教育」と言えば、「包括的性教育」のことを指すのだと認識し直す時期にきています。

保育現場のジェンダー平等教育

ガイダンスでは5歳からとありますが、4歳以下は何もしなくてよいわけではありません。人の価値観は突然作られるわけではないからです。5歳からは集団で学習することもできる発達段階に入るだけであり、それまでは日々の暮らしのなかでのおとなの態度や言葉かけがより重要になってきます。

男女のからだの違いを生物学的な性差と言いますが、二次性徴を迎える前の子どものたちの生活上での違いは、排尿の仕方と性器の洗い方だけです。性器の形が違うだけなので、当然と言えば当然です。それ以外に、男女で違いや差があるとするならば、それらは社会的に作られた性差／違いになります。

男の子がスカートをはいてくるくる回ってその揺れを楽しんでいる姿はよく見られますが、「それは女の子のものだよ」と止めてはいませんか。女の子で「おれ」といって足を開いている子に「女の子なんだから、わたしでしょ」と無意識に言っていないですか。その

子が心から好きなものや好きなことに夢中になれること、遊びされることを先生方は心から願って保育をされていることと思います。それらあたり前な子どもの健康的な発達を「男の子」や「女の子」といった社会的に作られた性別役割で決めつけてしまうことを今日からやめてみませんか。それが今すぐできるジェンダー平等教育です。LGBTQなど、性別違和を感じている子どももいます。自分の身体に性別違和を抱く時期が小学校以前だったと回答した人は、56.6%という調査もあります^{*1}。

着替え、宿泊先での入浴、身体計測等生物学的な違いのために必要な時だけは男女で分けるけれど、必要でないときは、男女で分ける必要はないはずです。また、個別の対応をしてほしい子もいます。ジェンダーについて知ること、子どもがあるがまま、のびのびと暮らすことができるようになるでしょう。もしかすると、日々の保育で見直す点が見つかるかもしれません。

からだはすべてプライベート

性教育に関してとても消極的な日本ですが、令和5年度から、学校で「生命（いのち）の安全教育」という学習が始まります。この取り組みは、内閣府の男女共同参画局による性犯罪・性暴力対策の一環です。子どもたちを性暴力の被害者、加害者、傍観者にしないためには、幼いころから教育と啓発を行うっていくことが必要であるとし、令和3年4月に文

部科学省より教材と手引きも公表されています。^{*2} そのなかには、幼児期も対象としてあげられていますので、保育現場でも取り組まれることが期待されます。

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（学校等における教育や啓発の内容の充実[※]）より抜粋

● 幼児期や小学校低学年で、被害に気づき予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を幼児児童に教える（例えば、水着で隠れる部分については、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人を触らないなど、発達を踏まえ、分かりやすく指導する等）。

いわゆるプライバシーゾーンである、水着のところは「ダメ」と伝えたらいいのかなと思われるかもしれませんが、より効果的に指導をするヒントをお伝えしましょう。

まず、子どもをねらう性加害者は、急にプライバシーゾーンから触ってくることはありません。「グリーミング」という手懐け行動をとることがわかっています。加害者は雑談や特別扱い、プレゼントなどで巧みに子どもの心をつかみ、信頼を得ることで、この人が自分に悪いことをするわけがないという心理にし、相手が逃げられなくなる状態にします。そこから徐々に身体接触が増えていき、最後にプライバシーゾーンに侵入します。なんかおかしいな、い

やだなと感じた時には、SOSが出せない状態になっており、発見が遅れてしまいます。そのため、「水着」のみに注意してしまうことで、逆にその発見が遅れることも懸念されます。

ガイダンスでは、「誰もが、自らのからだに誰が、どこに、どのようにふれることができるのかを決める権利をもっている」と示されており、水着というワードは出てきませんし、ここで強調しておきたいことは、決めるのは子ども自身だということです。

こうしてはダメだよ、自分を大切にしない等と伝え、それを守らせようとするよりも、「自分だけがもつからだなのだから、自分だけにしかわからない感じ方を大切に」と権利の主体者は子ども自身であると伝える方が効果的です。どこかのパーツに限局せず、からだはすべてプライバシーなものだということとは言わずもがなです。

また、「自分が触られて不快だと感じた場合に、親や保護者、信頼できるおとなにどのように伝えるのかを明確に説明する」ことが学習目標として設定されています。

いやな時は「いや」と言っていいたいこと、私たちおとなが子どもから「いや」といわれたら、すぐにやめることを日常の中で取り入れることが何よりも大切な体験学習になります。しかし、いやと言ったら先生に怒られるかな、おうちの人を悲しませるかなと思って、子どもはうまく答えられないときの方が多いのではないでしょうか。「うーん…」と悩んでしまう「？」も、明確な「YES」でない限り、「NO」

と同じだということをぜひ伝えてください。

例えば、こちよこちよを例に考えてみましょう。大笑いしながら「やめてー！」と言われても、「ほんとはもつとやってほしいんでしょ」と続けることはありませんか。「やめて」はすぐにやめるということを子どもと約束しましょう。そもそも「こちよこちよしていい？」と同意はとったでしょうか。

あなたが嫌だと言っていることを「いやいややも好きのうち」と言われやめてもらえないことがあったらどうでしょう。自分の安全が保てる気がせず怖くなると思います。「NO」を受け入れないことも「暴力」になると認識しましょう。暴力はその人の安全を脅かす人権侵害です。誰も暴力を受けていい人などこの世に一人もおらず、幸福に生きる権利があります。それが人権です。このようなやりとりから、安全や暴力について、人権尊重について学ぶよい機会にもなるでしょう。

からだの自尊心

性の問題としてよくご相談があるのが、子どもが性器をさわることです。「どうやめさせたら良いのか」「保護者の愛情不足が原因なのか」「そもそもやめさせた方がいいのか」といった疑問は、講演先の先生方からも保護者の方からも必ず聞かれる質問です。「恥ずかしいからやめなさい」といくら言ってもやめません」「恥ずかしい意識をどううえつけたらいいですか」「言っても聞かないから、鬼がくるよと脅してい

ます」「子どもの手をたたきます」という言葉も聞かれます。

ガイダンスでは、5〜8歳の子どもは「性と生殖にかかわるからだの器官について知りたいと思うことは、自然なこと」である」とあります。性器をのぞいている、さわっている、お友達や保護者の性器をみようとする、そのような態度や質問に対し、問題行動と捉え、身構える姿勢をとるのではなく、子どもの発達の過程で自然な姿、反応であると、まずはおとなが認識し直す必要があるでしょう。そもそもおとなのような性欲や性的な興奮は二次性徴を迎えるまでの子どもにはありません。性器はふれているとホッとする、気持ちいいなあと感じるようにデザインされて誰もが生まれてきています。退屈なとき、イヤなことがあったとき、気分転換に触れていることもあり、自然な姿です。ただ、保育活動中でもずっと性器を触っている子がいたら、それをしていないとられない理由がありそうだな…と、日常生活での困りごとはないかのアセスメントが必要になります。また、お友達のなかで上下関係を作り、性的な行為の真似事をしていような姿がみられたら、いったいそれをどこで学んだのかという視点が必要になってきます。子どもは学習したことでないし行動に移すことはできません。ポルノをみていないか、身近なおとなに同じことをされていらないか、性被害にあっていないか等、いきすぎた行為はSOSとしてとらえる視点も必要です。

せっかくなら、からだは「はずかしいもの」では

なく、「大切なもの」と伝えたいとわたしは思っています。恥やいやらしいといった、タブー意識や、ネガティブな伝え方は、自分自身の「からだ」に対する偏見にもつながる可能性もあります。「恥ずかしいからさわりません!」から、「大切だから手をきれいにしなさい、一人きりのところでやさしくふれようね」「大切だから、パンツをはいて守っておこう」といった具合にです。また、「人のからだではお勉強しませんが、絵本やお人形で見てみよう」と絵本などをみて説明するのも有効です。

自尊心というところのイメージが浮かぶと思いますが、「からだの自尊心」という言葉をつらどう感じられるでしょうか。からだについて、うまくできてるな、たいせつだな、そんな「からだの自尊心」を育むためにも、おとなも一緒に、性教育の学び直しや、偏見に満ちた感覚に対しては、学び落としが必要なのではないでしょうか。

おわりに

いかがでしたでしょうか。「ジェンダーのしぼりつけはNO!自分の好きなスタイルで生きていい」「からだはすべてプライベート。NOを受け入れないのは暴力」そして、「はずかしいをたいせつに言い換えよう」の3点をお伝えしました。

乳幼児への性教育と言ってもさして特別なことでもなく、普段の保育のなかで取り入れていることも多かったと感じる方ではないでしょうか。

腑に落ちないところがある方もいるでしょうし、今までの保育を振り返るとあの子に申し訳ないことをしたな…と落ち込む気持ちになる方もいるかもしれません。性教育は人権教育です。あまり意識したことなかった「権利」を学ぶことは、自身の価値観も揺さぶられる経験にもなります。だからこそ、語り合える仲間が必要です。一気に大きく変えようとするのは難しいかもしれません。気負わず、できる声かけ一つからトライしてみませんか。一人が言葉がけや態度をかえることで、それがほかの先生にも伝播していくと思います。

何かを教え込む、言いつて聞かせる、というよりも、権利の主体は子ども自身にあり、自らで感じとり、意思決定をし、表現すること。このような性教育を学ぶことは、子どもたちに自信をつける機会を与えてくれるでしょう。

参考文献

- ※1 中塚幹也『学校の中の「性別違和感」を持つ子ども 性同一性障害の生徒に向き合う』
JSPS日本学術振興会科学研究費助成事業23651263
挑戦的萌芽研究「学校における性同一性障害の子どもへの支援法の確立に向けて」2013年
- ※2 文部科学省HP
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
- ※3 内閣府HP
男女共同参画局 性犯罪・性暴力対策より
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html#policy

配慮を要する子どもへの 支援を考える

国の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の取りまとめに言及されているように、医療的ケアを要する子どもや障害のある子ども、外国籍の子ども等、配慮を要する子どもへの保育をめぐる支援方策が、近年、広がりを見せています。

また、保育の現場においては、障害等の判定はないものの配慮を要する子どもへの支援も必要とされています。

本連載では、「配慮を要する子ども」やその保護者への支援についての知識や技術の習得、また、支援体制の構築を学びます。



明星大学 教育学部
教育学科 教授

星山 麻木

第6回

配慮を要する子どもの保育と 今後の展開に向けて

配慮を要する子どもの保育について、特性理解、支援方法の理解、保護者支援、連携の重要性などを考えてきました。最終回では、これまでの内容を復習しながら、大切なことをまとめておきたいと思います。

配慮を要する子どもの支援をするためには、自分の特性理解が大切です。第2回の「配慮を要する子どもの理解とかかわり」では、虹の色に例えて、7つの特性についてご説明しました。虹が環境によって、見えたり見えなかったりと変化するように、同じ自分であっても、その特性が強みとして活かされたり、弱みとして傷つくこともあります。自分を知ることは自分の努力だけでは変えることが難しい生物学的な違いを理解することでもあり、「普通ではない自分」「平均的な自分」「人とかう自分」を活かして生きるということでもあります。私たちが子どもから大人になるまでの時代は「みなと同じことができるように」「目立たないように」と普通であることを求められたように思います。しかし、子どもの発達多様性の進化のスピードは速く、人と違う才能や感受性のある子どもたちは必要とされるからこそ生まれていきます。自分のできることとできないことの凸凹があるタイプ、ゆっくりタイプなどユニークで豊かな特性のある子どもたちが世の中の常識を変えて、科学の進歩や芸術を生み出してきました。

自分にもある特性を理解することは子ども理解につながります。療育や特別支援教育は実は人間理解の教育なのです。人間を理解することは自分のなかにもある少数派の自分を否定するのではなく強みに変えて生きることでもあります。それは、他者に対する寛容さや異なる価値観に対して尊重する気持ちにもつながっていきます。

この社会の多くのルールは多数派が決めています。

しかし少数派だけが多数派に近づくために努力を強いられ、我慢して生きるのでは共生社会を実現することができません。多数派と少数派の調整を合理的配慮といいます。合理的配慮は眼鏡と同じ、調節するためにあたり前の工夫です。のび太君は自分のことより人のこと、お世話好きで心優しい子どもですが、時間に遅れたり、忘れ物が多かったりとハラハラする毎日を送っています。そこで、未来から、ドラえもんが送られてくるわけです。ドラえもんは合理的配慮のロボット。つまり、私たちの役割はドラえもん和似ているということになります。

人との違いを活かして生きるという発想は心身ともに疲れている親子が多い現在だからこそ大切な視点ではないかと思います。私たちが「できないこと探し」から「できること探し」への転換が求められているのかもしれませんが。それができるには、あたたかな仲間が必要です。保育者同士、保護者同士、保育者と保護者、そして地域との仲間づくりは保育の質を高め、配慮の必要な子どもたちからすべての人々への連携へと広がっていきます。配慮を必要とする子どもたちへの支援は自分の幸せへとつながっていくのです。

新しい時代のめざす自立とは、配慮を要する子どもだからこそ、ひとりで生きていけるように何でも頑張らせることではなく、多くの人に助けられながらも自分らしく生きていけるようにあたたかな仲間、地域社会のつながりを大切に構築していくことではないでしょうか。

私たちはみな同じ遺伝子ではなく、同じ人生の山に登っているわけでもありません。私たちはそれぞれ種を持ち、違う花を咲かせればそれでいいのだということ。それぞれの人生の山頂をめざしていけば、それでよいのではないのでしょうか。

多くの困難や我慢を強いられてきた私たちだからこそ、今は自分らしい花を咲かせるように子どもたちのこともあたたかく見守り育てる人でありたいと思います。

保育者が知っておきたい 子育て家庭の相談支援



武庫川女子大学 文学部
心理・社会福祉学科 教授

倉石 哲也

現在、保育所・認定こども園等（以下、保育所等）に対して、自園に通う子どもだけでなく、その保護者への支援や、保育所等を利用していない子育て家庭への支援等の役割への期待がさらに高まっています。

児童福祉法等の改正もあり、子ども・子育ての専門性を有する保育所等への注目が集まるなか、本連載では、保育所等がこれまで以上に地域の子育て家庭にとって気軽に相談できる場所としての役割を発揮できるように、保育者の専門性を活かした相談支援の援助技術について学びます。

第6回

保育相談機能の質的向上に向けて

1. 「私事化」への対応

「私事化」とは社会通念や規範よりも自分の考えや価値観を優先させる現象を指します。園として簡単に容認できない、習いごとを理由にした保育抜け等がこれに当てはまります。価値の多様化が尊重される現代社会では、自身の子育ての方針が優先されてあたり前だと考える保護者は少なくありません。しかし、園が安易に保護者の子育ての方針等に迎合（ポピュリズム）^{※1}すべきではありません。保育所等は保育の方針を理性的な態度で保護者に説明し、理解をしてもらい、協力を求めるという話し合いのプロセスを続けなければなりません。この話し合いのプロセスが相談支援です。

※1 ポピュリズム：大衆迎合の意味。政治に関して理性的に判断する知的な市民よりも、情緒や感情で態度を決める大衆を重視する手法

2. 「保護者の考えをしっかりと聞き取る －自己受容と他者受容」

双方の考えに開きや相違があれば話し合いが必要となります。例えば、保護者が子どもを叱ることができず自由にさせている（子どもは保育者のいうことを聞こうとしない）、子どもに先回りして手を貸す（子どもの意欲が育たない）等、気になる子どもの様子を交えながら保護者の養育方針について話し合いをする状況を考えてみましょう。

園と保護者の考え方に相違が見られれば、園の考えを保護者に伝えようとする前に、保護者の考えをまずしっかりと聞き取ることが大切です。第4回の事例（保育中に友達の足が偶然当たったのを蹴られたと訴える子どもとその保護者への対応）で紹介したように、保護者の

養育態度や考え方には保護者自身の育てられ方、両親や家族内の意見の食い違い、メディアからの影響などさまざまな背景が考えられます。保育者は保護者の話を聞きながら考えを理解していることを伝えたくて、園が考える保育の方針に理解を求めるようにします。保護者が園の方針を受け容れるためには、保護者の考えが園によって受容される体験が必要なのです。

3. 「保育相談支援の資質の向上」

（1）同僚との相互受容

園の考えと相違がある保護者の養育方針や子育ての態度を受容するためには、保育者自身が自己を受容していることが重要です。自分の保育、子どもへの接し方、保護者対応等、上手くいったことも上手くいかなかったと思うことでも、保育者としての自分を受容していれば、保護者を受容する力が働きます。自己受容には、職場の仲間や上司から受容される体験は欠かせません。職場のコミュニケーションや同僚性（仲間同士の支え合い）を高めることが職員間の受容的関係を育みます。受容的関係とは、一致する考え、異なる考えの両方を理解し受け容れることで成立します。保育者がうまくできなかったことを同僚や上司に受容される体験は、やがて保護者・子どものできないことを受け容れる土壌になります。

（2）自己評価と自己覚知

同僚との受容的関係が高まれば、保育者が自身の相談支援を評価し、保護者の対応時の自身の癖や保護者との相性などを振り返れるようになります。人間関係の相性は、成育歴や人間関係、保育体験が影響している場合が少なくありません。子ども観、子育て観、保育観といった価値観も成育歴や人生の体験が少なからず影響しています。保育者は、保育相談の質を高めるために日常的に自己評価と自己覚知に努めるようにしたいものです。

INFORMATION

令和5年度 全国保育士会 主な研修会・セミナー等の日程一覧〔予定〕

研修会名	日程	会場
第1回全国保育士会委員総会	5月25日(木)	全国社会福祉協議会・会議室
第34期主任保育士・主幹保育教諭 特別講座 修了式	6月3日(土)	オンライン(リアルタイム配信)
第35期主任保育士・主幹保育教諭 特別講座	(1)集中講義 【前期】7月21日(金)～7月23日(日) 【後期】9月29日(金)～10月1日(日) (2)WEB講義 8月26日(土)	(1)集中講義 全国社会福祉協議会・会議室 (2)WEB講義 オンライン(リアルタイム配信)
食育推進研修会	8月7日(月)、8日(火)	東京近郊
「保育スーパーバイザー」養成研修会	8月31日(木)、9月1日(金)	全国社会福祉協議会・会議室
全国保育士会委員連絡会議	10月18日(水)	静岡県浜松市
第56回全国保育士会研究大会(静岡大会)	10月19日(木)、20日(金)	アクティシティ浜松 ほか
都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナー	令和6年2月14日(水)、15日(木)	全国社会福祉協議会・会議室
第2回全国保育士会委員総会	令和6年2月15日(木)	全国社会福祉協議会
第50回全国保育士研修会	令和6年2月ごろ(2日間)	西日本

※令和5年3月8日時点での予定です。新型コロナウイルス感染症の状況等に応じて開催方法や日程等を変更することがあります。その場合は、本会ホームページ等を通じてお知らせします。

※この他、正副会長会議、常任委員会、総務部会、制度・保育内容研究部会、研修部会、広報部会、食育推進委員会運営委員会等を別途開催します。

第56回全国保育士会研究大会「特別分科会」発表募集のご案内

全国保育士会研究大会の「実践研究分科会」では、自らの日々の取り組みや実践について、会員が主体的に発表する「特別分科会」を設けています。

令和4年度の第55回全国保育士会研究大会(奈良大会)では、管理栄養士や看護師等、さまざまな分野の発表が行われました。

募集は4月頃から開始しますので、詳細は全国保育士会ホームページをご覧ください。

ほのぼの

全国保育士会 広報部員
広島県 三須 朋子

『命を守るために』

年長A君「先生、死にたい?」

先生「まだやりたいこといっぱいあるから、死にたくないな。」

年長A君「ぼくも死にたくない。」

どうやら、お休みの間に、ミサイルが日本に向けて飛んできたニュースを見て、「死」についてA君なりに真剣に考えたようです。

年長A君「先生、チラシ作る。ミサイルが飛んできたとき、どうすればいいか。みんなの命を守るために、子どもも先生もみんなに1人一枚ずつチラシを配りたい。」

そんなA君の熱い思いに、すぐにチラシ作りに取りかかり、さらに、園の子どもたちで活動中の放送部で館内放送をし、命の大切さを訴えたのです。こんな小さな子どもたちが命の限り、「死」について考えているその姿に、心打たれ平和を祈らざるをえませんでした。

おすすめBOOK

『センス・オブ・ワンダー』



著:レイチェル・L.カーソン 訳:上遠恵子
出版社:新潮社
ISBN:9784105197025

すべての子どもたちに本来備わっている「センス・オブ・ワンダー=神秘さや不思議さに目を見はる感性」の保障が、子育てはもちろん保育の世界には大切であるということをすべての保育者の心に届けてくれる一冊です。残念ながら、子どもたちが自然から遠ざかり、人工的なものに夢中になりがちな昨今の世の中、『知る』ことは『感じる』ことの半分も重要ではない』という本書内のワンフレーズに、まさに保育の神髄を感じることができるでしょう。



全国保育士会は子ども虐待防止に向けたオレンジリボン運動を応援しています

www.orangeribbon.jp

「保育士会だより」はみなさまの全国保育士会の年会費(600円)により年6回発行しています。

保育士会だより 第313号

発行/令和5年3月1日 発行人/村松 幹子 編集人/山本 智明
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育士会
〒100-8980 千代田区霞が関3-2新霞が関ビル
TEL:03-3581-6503/FAX:03-3581-6509
E-mail:hoikushikai@shakyo.or.jp
ホームページ <https://www.z-hoikushikai.com/>

